

**鳥取県告示第629号**

平成15年鳥取県告示第378号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

倉吉市及び八頭郡八頭町に係る別図を次のとおり改める。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに倉吉市役所及び八頭町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）